

柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月17日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第18号

柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例
柴田町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成29年柴田町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第8条 <u>次の各号</u>に掲げる手続等については、<u>当該各号に定める</u>規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で<u>定めるもの</u> <u>第3条から第6条までの規定</u></p> <p>(2) <u>申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等</u>に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項<u>又は第4条第1項</u>の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） <u>第3条及び第4条の規定</u></p> <p>(3) <u>縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの</u>（第5条第1項</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第8条 <u>次</u>に掲げる手続等については、<u>第3条から第6条までの</u>規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で<u>定めるもの</u></p> <p>(2) <u>手続等のうち当該手続等</u>に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法<u>その他の情報通信技術を利用する方法</u>により行うことが規定されているもの（第3条第1項、<u>第4条第1項、第5条第1項又は第6条第1項</u>の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</p>

又は第6条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条
及び第6条の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。